

へいせい 28 ねん がつ スタート！
～しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう～

こころ あんしん く
心ふれあう安心に暮らせるまちへ

しょう ひと
～障がいのある人をサポートしましょう！～



かいし
甲斐市



はじめに

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」)は、障害者基本法の基本原則を踏まえ、「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、「障がいを理由とする差別」をなくし、障がいのある人もない人もお互いに暮らしやすいまちを目指すための措置などが定められています。

この障害者差別解消法について、皆さまに広く周知するとともに、理解を深めていただくために作成したものです。

平成28年4月



障がいのある人とは？

障害者基本法に定められた「障がい者」です。身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他の心身の機能の障がいがある人であり、継続的に日常生活や社会生活に相当な支障がある人です。障がい者手帳を持っていない人も含まれます。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう

ほうりつ

「障害者差別解消法」ってどんな法律？

この法律は、国や地方公共団体及び会社などの民間事業者による、「障がいを理由とする差別」を禁止することで、すべての人が障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することを目的としています。

この法律で守らなければならないこと

正当な理由がないのに、障がいがあることを理由にサービスの提供を拒否・制限をしたり、条件をつけたりするような行為です。

何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、社会的障壁（※1）を取り除くための合理的配慮を行うことです。

		① 不当な差別的取扱い	② 合理的配慮の提供
対象機関	国の行政機関・地方公共団体等	禁止	法的義務
	民間事業者（※2）	禁止	努力義務

※1【社会的障壁】とは

日常生活を送るうえで障壁となる社会における事物（道路の段差、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習など）、観念（障がいのある人への偏見）など

※2【民間事業者】とは

個人事業者やNPOなどの非営利事業者も含まれます。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」については、3・4ページをご覧ください。



ぐたいてき

さべつ

具体的にはどんなことが差別になるの？

障がいがあるという理由だけで、サービスの提供を拒否・制限したり、条件をつけたりすることです。

しょう りゆう
障がいがあるという理由だけで・・・

くるま みせ はい にゆうてん ことわ
車 いすでお店に入ろうとしたら、入店 を断られた！

もうどうけん かいじょけん いっしょ みせ はい ことわ
盲導犬や介助犬と一緒にお店に入ることを断られた！

か
アパートを貸してくれなかった！

なら にゆうかい ことわ
習いごとや、スポーツジムの入会 を断られた！

たいおう じゅんばん あとまわ
対応の順番を後回しにされた！



このように、「障がいがある」という理由だけで、障がいのない人と違う扱いをうけることは、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。

ただし、他に方法がない場合や、利用することで障がいのある方に危険が伴う場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。



ごう り て き はいりよ

合理的配慮ってどういうこと？

合理的配慮とは、障がいのある人が生活の中で困ると感じることを、状況に応じて手助けすることです。障がいのない人は簡単にできることでも、障がいのある人には難しいと感じることもあります。



書類の内容が見えなくてわからないから、読み上げてほしい。

難しい内容は理解するのが大変。わかりやすく、短い文や図で伝えてほしい。



耳が聞こえないので、必要な情報を音声でなく手話や筆談で伝えてほしい。

タクシーなど公共交通機関を利用する時に手助けしてほしい。



会議などで、会場の座席位置を扉の近くにしてほしい。



ちか はいりよ もと ひと
 近くで配慮を求め人をみつけたら

しょう ひと はいりよ もと とき ひつよう はいりよ ないよう かくにん
 ○障がいのある人から配慮を求められた時は、必要な配慮の内容を確認しま
 しょう。

こま ようす き とき こえ
 ○困っている様子に気づいた時には、まず声をかけましょう。

こま ひつよう はいりよ ひとり ちが
 困っていることや必要な配慮は、一人ひとり違います。

しょう ひと ひつよう はいりよ
 また、障がいのある人が、必要としている配慮などについ

まわ ひと つた たいせつ しょう
 て、周りの人にわかりやすく伝えていくことも大切です。障

ひと えんりよ ばあい こえ
 がいのある人が、遠慮している場合もあるので、まずは声を
 かけましょう。



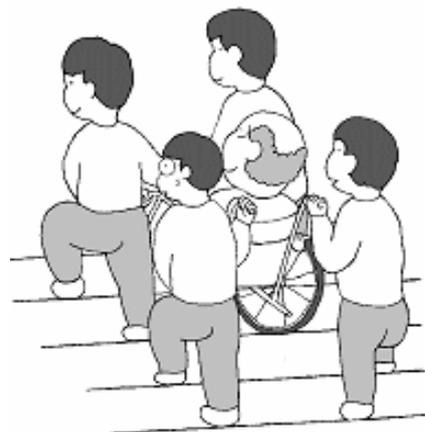
しょう ひと いちぶ たいどう たちば
 障がいは、その人の一部でしかありません。対等な立場で

おな めせん せつ こころ
 同じ目線で接するよう心がけましょう。

しょう ひと いどう てつだ ます ひと
 障がいのある人の移動を手伝うことなど、助ける人も

ひとり たいへん ばあい じぶんひとり ちから たいへん とき
 一人では大変な場合があります。自分一人の力で大変な時

むり まわ ひと きょうりょく しょう ひと
 は、無理をせずに周りの人と協力をして、障がいのある人
 をサポートしましょう。





おわりに

障がいの種類は多種多様で外見ではわからない場合もありますが、周囲にいる皆さまの理解と適切な配慮により、障がいのある人は安心して暮らせるとともに、積極的な社会参加が可能となります。

障がいのある人の自立と社会活動を促進できる共生社会をめざして、日常生活で困っている人を見かけたら、積極的に声をかけて相手が必要としている「支援」を確認しましょう。

かいししやう しゃけいかく きほんりねん
甲斐市 障がい者計画 基本理念

ちいきしゃかい とも い ささ あ きやうせい
地域社会で 共に生き、支え合う 共生のまちづくり





かいし
甲斐市マスコットキャラクター「やほたいぬ」

こま
困ったときはご相談ください

かいし ふくしぶ ふくしか しょう しやじりつしえんかかり
甲斐市 福祉部 福祉課 障がい者自立支援係

〒400-0192 やまなしけん かいし のはら ばんち
山梨県甲斐市篠原2610番地

TEL (055) 278-1691 FAX (055) 276-2113

E-Mail : kai-fukushi@city.kai.lg.jp

かいし しょう しやきかんそうだんしえん
甲斐市 障がい者基幹相談支援センター

〒400-0124 やまなしけん かいし しまかみじょう ばんち
山梨県甲斐市島上条3163番地

TEL (055) 267-7010 FAX (055) 277-1284

E-Mail : shougai-soudan@kai-shakyo.com